

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区農人橋1-4-31 Tel:06-946-8011

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-946-8727

### ◇ 養老保険契約と給与課税

**Q**：会社で社員を対象とした2分の1損金になる保険に加入しようと考えていますが、注意すべきことはありますか。

**A**：法人が契約者で、役員又は使用人を被保険者とする養老保険に加入している場合、死亡保険金の受取人が被保険者の遺族で、生命保険金の受取人が会社という契約を交わしていれば、保険料の2分の1は期間の経過に応じて損金に算入することができます（法人税基本通達9-3-4）。

同時に被保険者である社員には何ら課税関係は生じません。

しかし、役員又は部課長その他特定の使用人のみを被保険者としている場合には、保険料の2分の1は損金とはならず、当該役員又は使用人に対する給与となります（同通達ただし書き）。

所得税基本通達には、加入資格の有無、保険金額等に格差が設けられている場合でも、それが職種、年齢、勤続年数等に応ずる合理的な基準により、普遍的に設けられた格差であると認めるときは、給与課税とはならないとされています。

このほど、国税不服審判所が会社が一定の役職以上の従業員にかけていた養老保険の保険料は、その被保険者の給与に該当する判決を行っています。役職は加入の合理的な基準に足り得ないと判断されたわけです。

全従業員を対象としない場合は、給与課税の問題があります。給与課税とならないためには、どういう基準にするか注意を要します。

